

伊達市芸術文化部門発表会等出場者激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊達市における文化の振興を図るため、芸術文化部門発表会等に出場する個人又は団体に対して交付する激励金について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 芸術文化部門 文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)第8条から第12条までに規定する文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、メディア芸術、伝統芸能、講談、落語、浪曲、漫談、歌唱、生活文化、国民娯楽その他市長が適当と認める部門
- (2) 交付対象大会 文部科学省、文化庁、都道府県及び都道府県教育委員会が主催し、又は後援する芸術文化部門の全国規模以上の大会をいう。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、市内に住所を有する者又は市内に活動の本拠地を有する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、その出場種目を職業として行い、それによって生計を立てている者又は義務教育を受けている者で学校代表として出場するものを除く。

- (1) 本市を含む地域を対象とする福島県大会、東北大会等の予選又は選考を経て、本市を代表して交付対象大会に出場するもの
 - (2) 県又は県教育委員会の推薦を受けて交付対象大会に出場するもの
- 2 団体には、その団体の指導者として、出場20人までは1人、21人以上は2人を限度として加えることができる。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表に定める額とする。

(交付の申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、芸術文化部門発表会等出場者激励金交付申請書(様式第1号)に大会要綱その他の参考となる書類を添付して、大会10日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該大会の開催要項
- (2) 当該大会の参加申込書の写し(参加者の住所・氏名が確認できるもの)
- (3) 東北大会を経て全国大会に出場することが確認できるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請内容を審査し、この要綱に適合すると認めるときは
 激励金の交付を決定する。

2 申請者への激励金の交付をもって決定通知に代えるものとする。

(結果報告)

第 7 条 芸術文化部門発表会等出場者激励金の交付を受けたものは、大会終了後
 30日以内に、芸術文化部門発表会等出場者激励金交付結果報告書（様式第 2
 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 参加者の名簿（大会プログラムの写し可）
- (2) 全国大会等結果資料（大会プログラムの写し可・新聞記事等）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第 8 条 市長は、激励金の交付決定又は激励金の交付を受けた団体・個人に次に
 掲げる事項があった場合は、激励金の交付決定を取消し、既に交付した激励金
 の返還を命ずることができる。

- (1) 不正行為があったとき。
- (2) 全国大会等に参加しなかったとき。
- (3) その他市長が本要綱の趣旨等に反すると判断したとき。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

人数	金額
1 人～20人	1 人につき5,000円
21人～30人	100,000円
31人以上	120,000円